

千葉県立海浜病院栄養委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 院長の諮問機関として、栄養及び給食業務に関する改善、向上およびその円滑化等を図るため、千葉県立海浜病院栄養委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある委員をもって組織し、院長が指名するものとする。

- (1) 内科系、外科系、小児科系医師
- (2) 看護師
- (3) 事務長補佐
- (4) 栄養科職員
- (5) 給食委託業者

(所掌事務)

第3条 委員会は、栄養及び給食業務に関する事項について審議するものとする。

(委員長)

第4条 委員長は院長の指名するものをもってあてる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。ただし、委員長が事故その他の事由によりその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、年4回とし、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、審議した事項について記録し、保管する。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の審議内容及び結果を院長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は栄養科が行う。

(補則)

第8条 この要綱を変更する場合においては、委員会の審議を経て、院長の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は、平成3年10月から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。